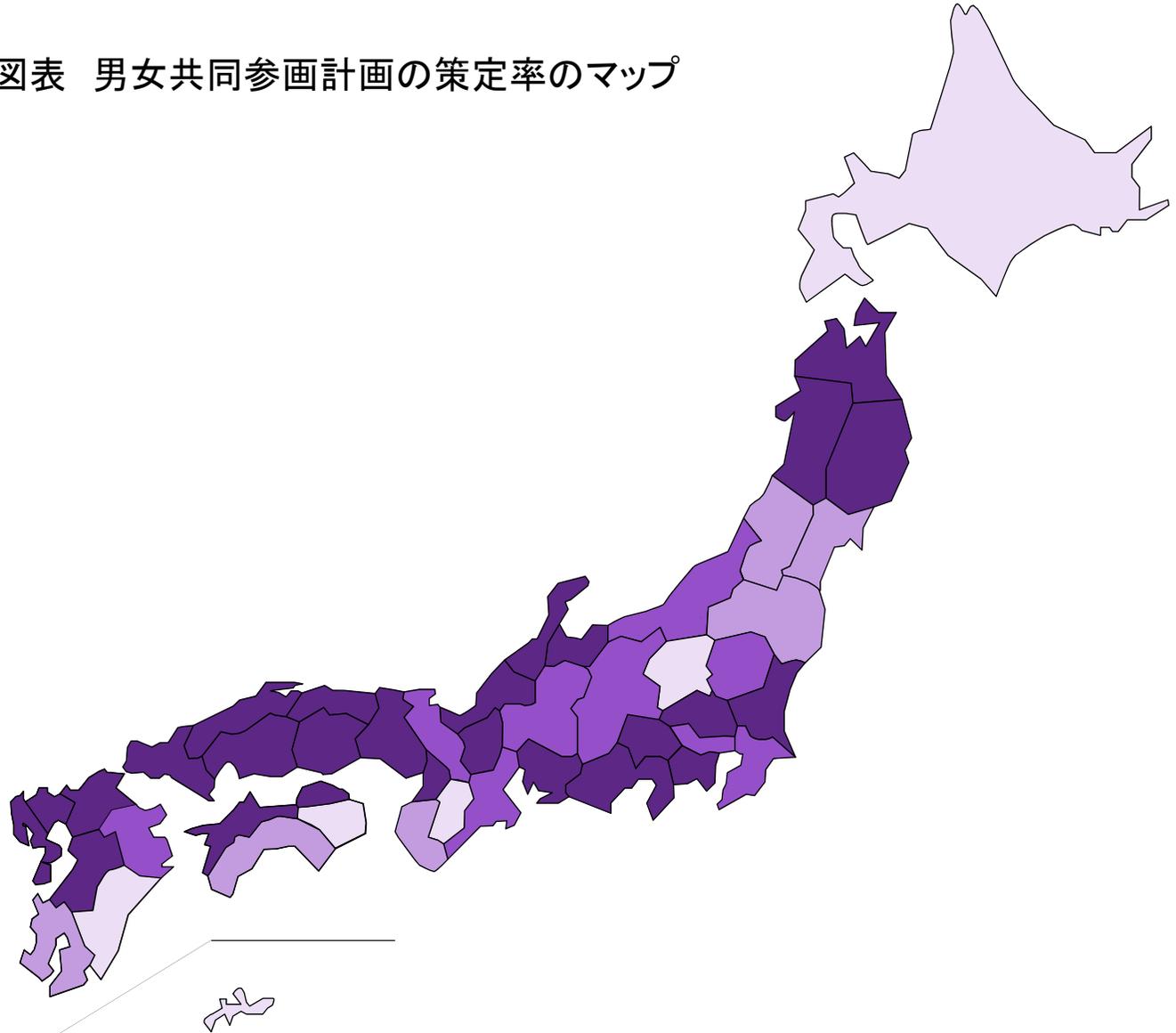


# 【地域における男女共同参画(男女共同参画計画)】

○ 都道府県別に、市町村の計画策定率をみると、8割以上が26都道府県、5割未満が9都道府県。

都道府県	市区町村数	うち策定済みの市区町村数	策定率(%)
大阪府	43	43	100.0
鳥取県	19	19	100.0
島根県	19	19	100.0
茨城県	44	42	95.5
埼玉県	63	60	95.2
青森県	40	38	95.0
愛媛県	20	19	95.0
佐賀県	20	19	95.0
石川県	19	18	94.7
山口県	19	18	94.7
富山県	15	14	93.3
熊本県	45	41	91.1
岩手県	33	30	90.9
神奈川県	33	30	90.9
福井県	17	15	88.2
香川県	17	15	88.2
秋田県	25	22	88.0
広島県	23	20	87.0
兵庫県	41	35	85.4
山梨県	27	23	85.2
岡山県	27	23	85.2
滋賀県	19	16	84.2
愛知県	54	45	83.3
福岡県	60	50	83.3
静岡県	35	29	82.9
長崎県	21	17	81.0
東京都	62	49	79.0
大分県	18	14	77.8
京都府	26	20	76.9
三重県	29	22	75.9
岐阜県	42	31	73.8
栃木県	26	17	65.4
長野県	77	50	64.9
千葉県	54	35	64.8
新潟県	30	19	63.3
鹿児島県	43	23	53.5
和歌山県	30	15	50.0
高知県	34	17	50.0
福島県	57	27	47.4
宮城県	35	15	42.9
山形県	35	15	42.9
宮崎県	26	10	38.5
徳島県	24	9	37.5
群馬県	35	13	37.1
沖縄県	41	14	34.1
奈良県	39	12	30.8
北海道	179	39	21.8
合計	1,740	1,186	68.2

図表 男女共同参画計画の策定率のマップ

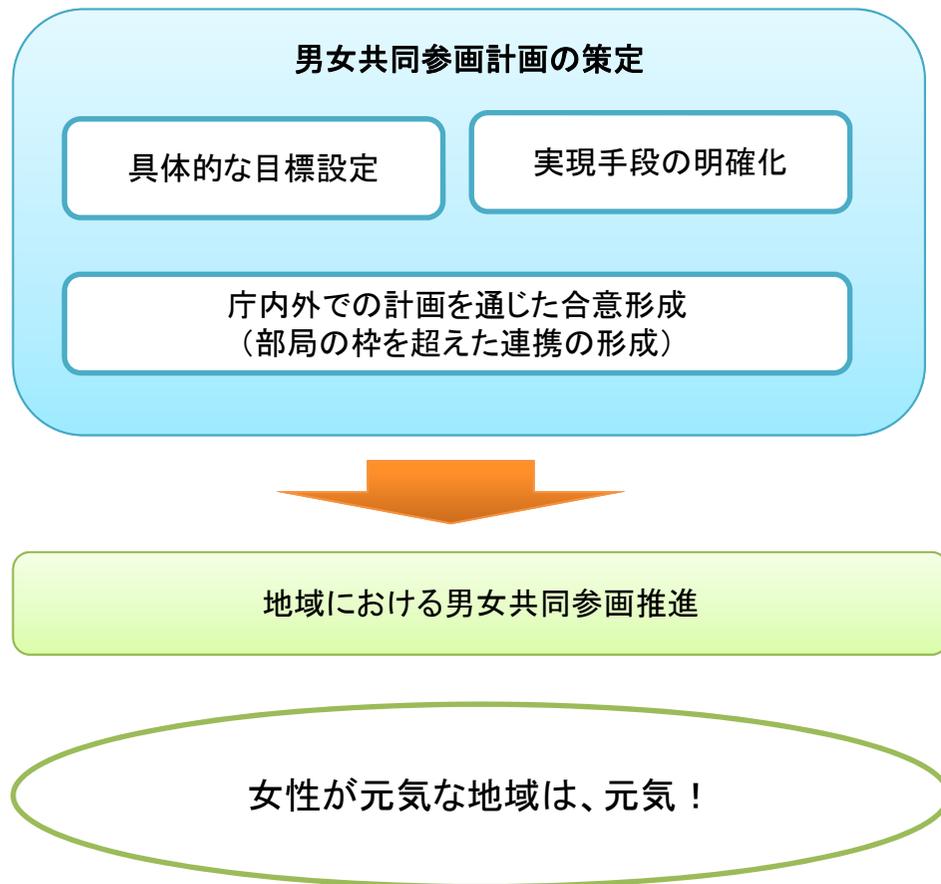


(備考)1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(平成24年度)より作成。  
 2. 調査時点は原則として平成24年4月1日現在であるが、各地方自治体の事情により異なる場合がある。  
 3. データの表記の都合上、島の省略等を行っているものがある。

## 【地域における男女共同参画(男女共同参画計画)】

○ 男女共同参画計画の策定によって、具体的な目標設定、実現手段の明確化、策定を通じた合意形成による推進等が期待できる。

図表 男女共同参画計画の策定の意義



### (参考) 男女共同参画社会基本法(抄)

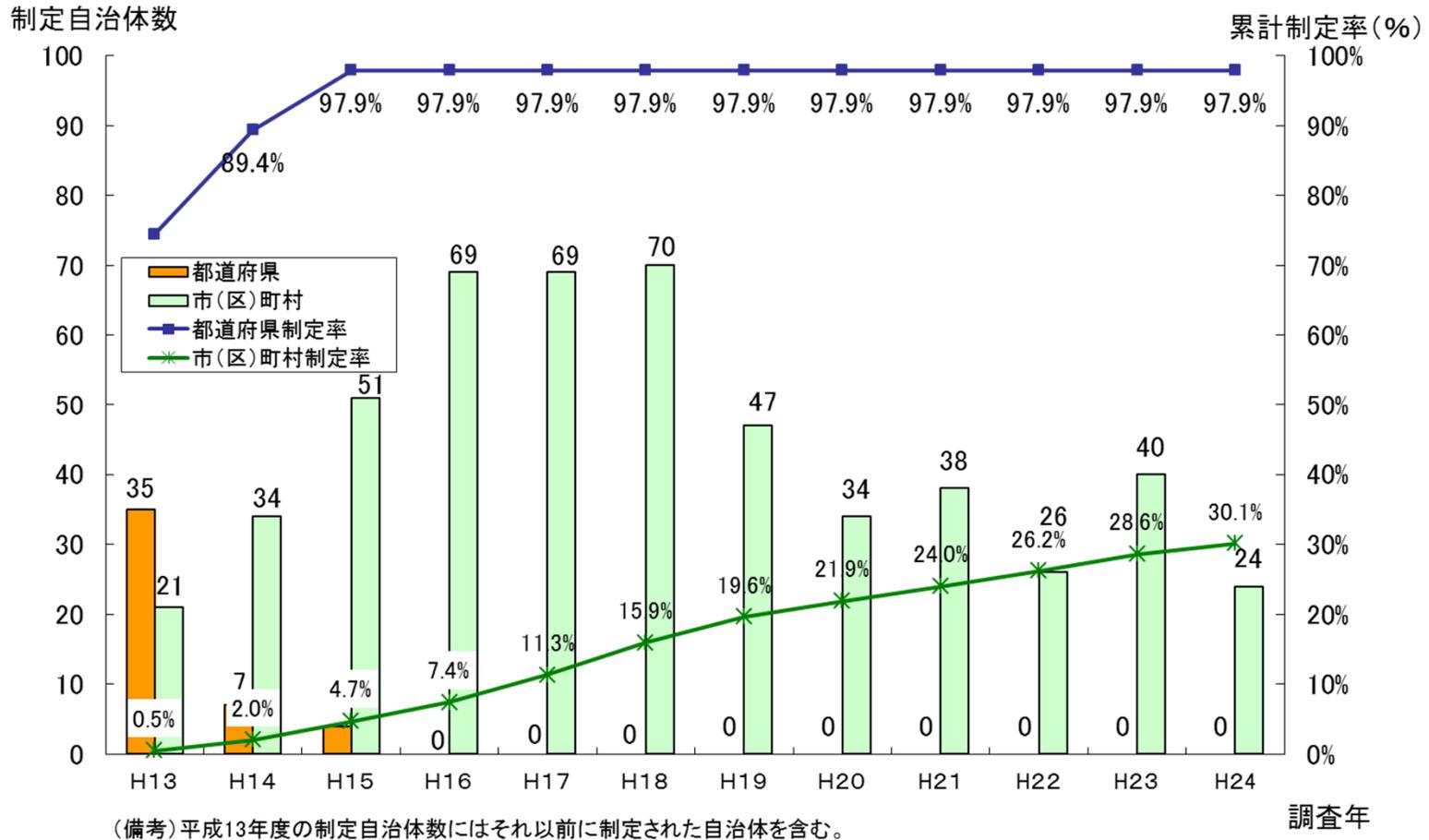
第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

## 【地域における男女共同参画(条例)】

○ 男女共同参画に関する条例の制定率は、都道府県は97.9%、市(区)町村制定率は30.1%。

### 図表 男女共同参画に関する条例の制定率の推移



(備考) 内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進に関する状況調査」(平成24年12月)

## 【地域における男女共同参画(公共調達)】

○ 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等を推進するための項目設定の状況については、都道府県の約7割、政令指定都市の約5割、市町村では約3%の団体が設定。

### (1) 設定団体数

都道府県	31	(66%)
政令指定都市	9	(45%)
市区町村	56	(3%) (注)

(注)市区町村独自の項目設定を行っている団体数。

(市区町村によっては、都道府県の設定項目を適用している可能性がある。)

### (2) 設定項目

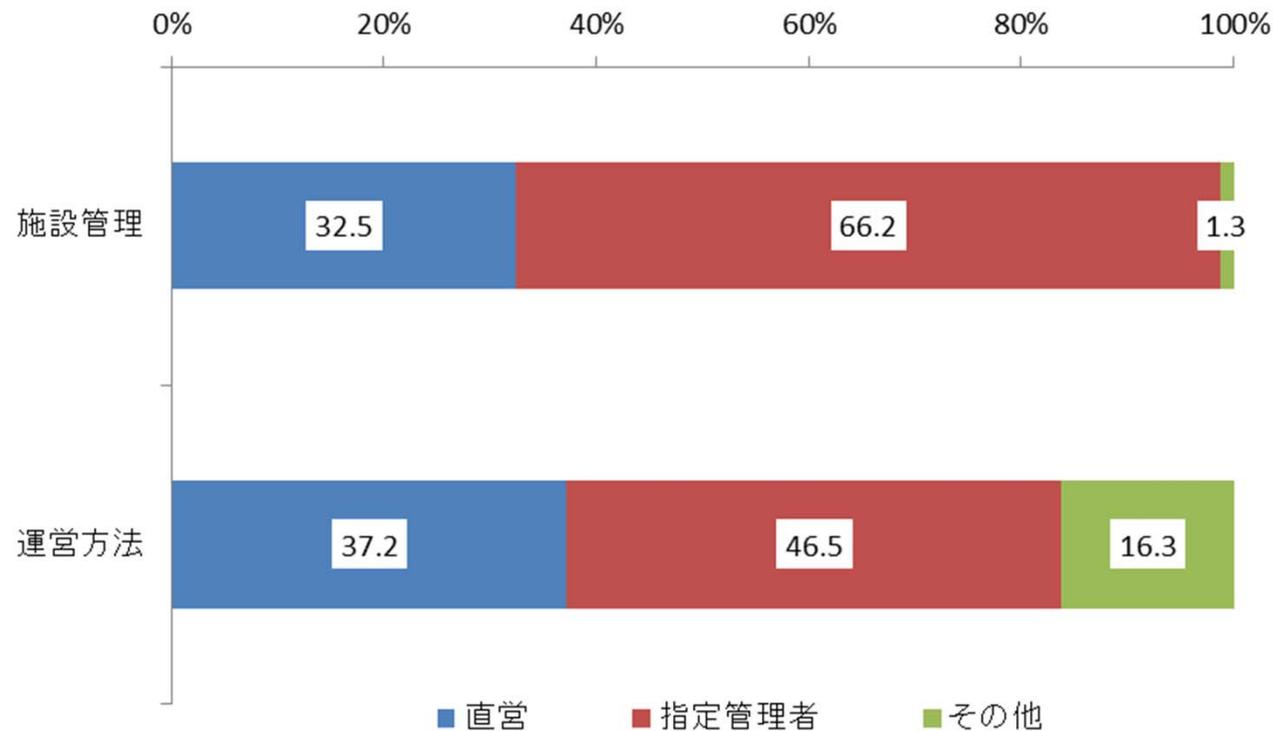
①次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定、労働局に届出している場合、②地方公共団体独自の男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの企業認証制度に基づく認証、登録を受けている場合の2項目で全体の約7割を占めている。

また、市町村においては都道府県が設けている男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの企業認証制度等を活用して項目設定を行っている事例が多い。

## 【地域における男女共同参画(男女)共同参画センター】

- 都道府県・政令指定都市においては、宮城県及び山口県を除き、男女共同参画センター施設を整備。  
市町村においては16.4%。(両県とも施設はなくとも、相談事業等の機能は備えている。)
- センターの管理・運営については、直営、指定管理者等、自治体によって異なる。

図表 男女共同参画センターの管理・運営主体

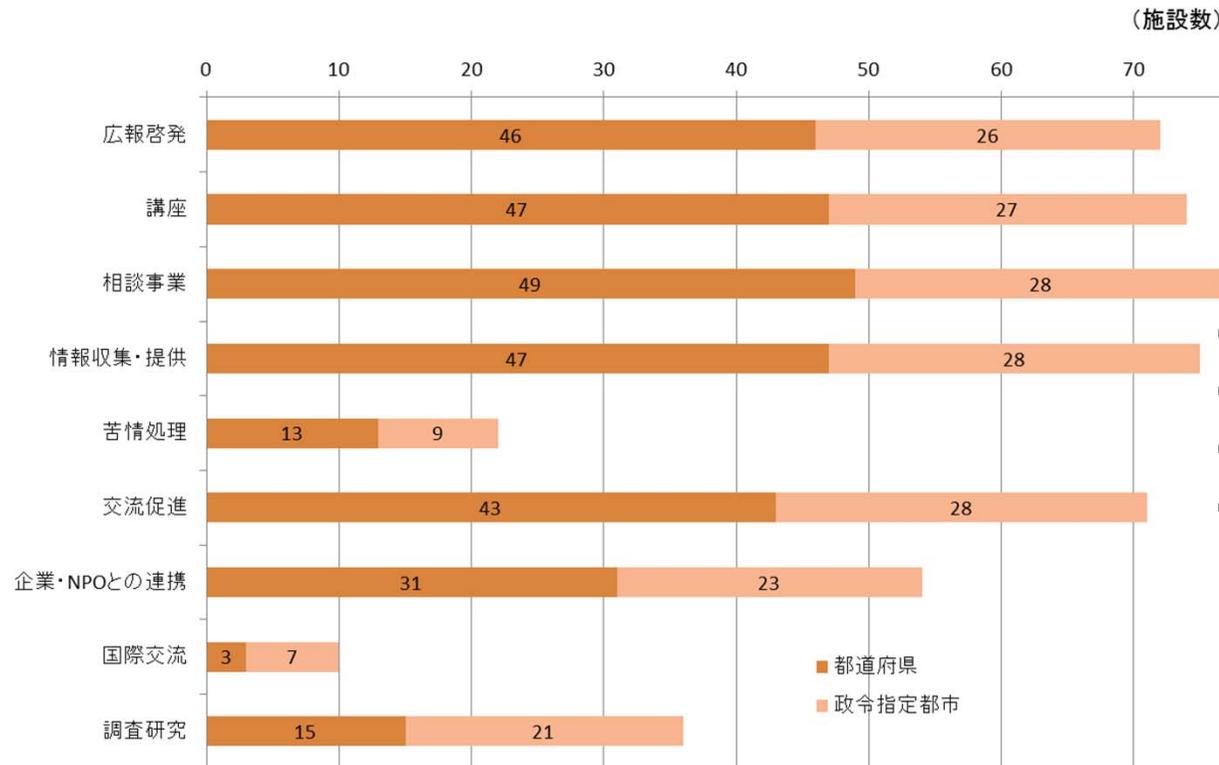


- (備考) 1. 内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進に関する状況調査」(平成24年12月)  
2. 都道府県及び政令指定都市の施設数合計(77施設)に占める割合

## 【地方における男女共同参画推進】

○ 広報啓発、講座、相談事業、情報提供等を行ってる男女共同参画センターが多い。

図表 男女共同参画センターの主な事業



### 【その他の業務】

- ・DV相談
- ・女性のチャレンジ支援事業
- ・女性キャリアセンター運営
- ・託児室の運営 等

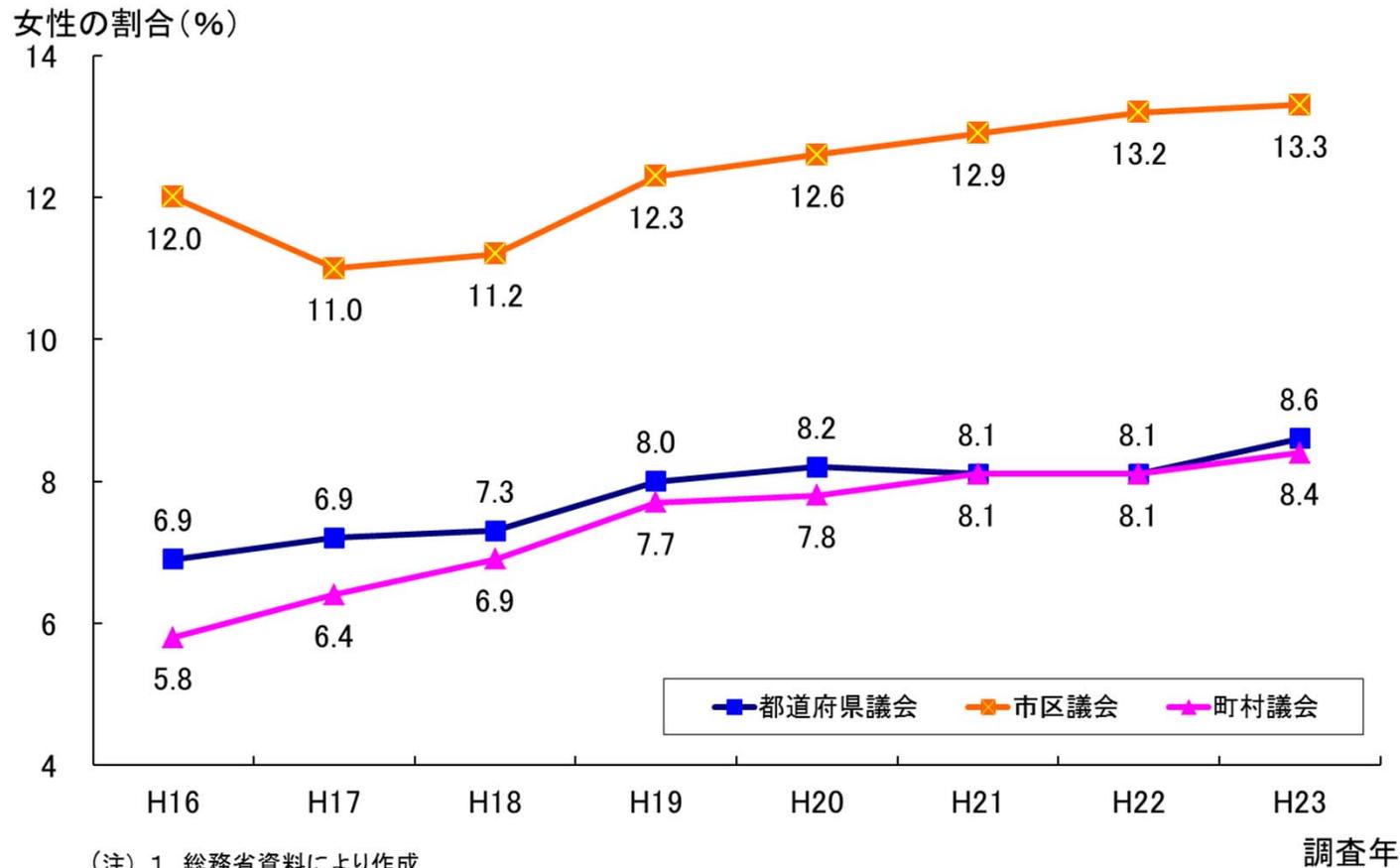
(備考) 1. 内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進に関する状況調査」(平成24年12月)

2. 全施設数は、77施設。複数の施設を保有する都道府県・政令指定都市があるため、団体数より多い施設数となることもある。

## 【地方における男女共同参画推進】

○ 地方議会における女性比率は、都道府県議会8.6%、市区議会13.3%、町村議会8.4%。

### 図表 地方議会における女性比率



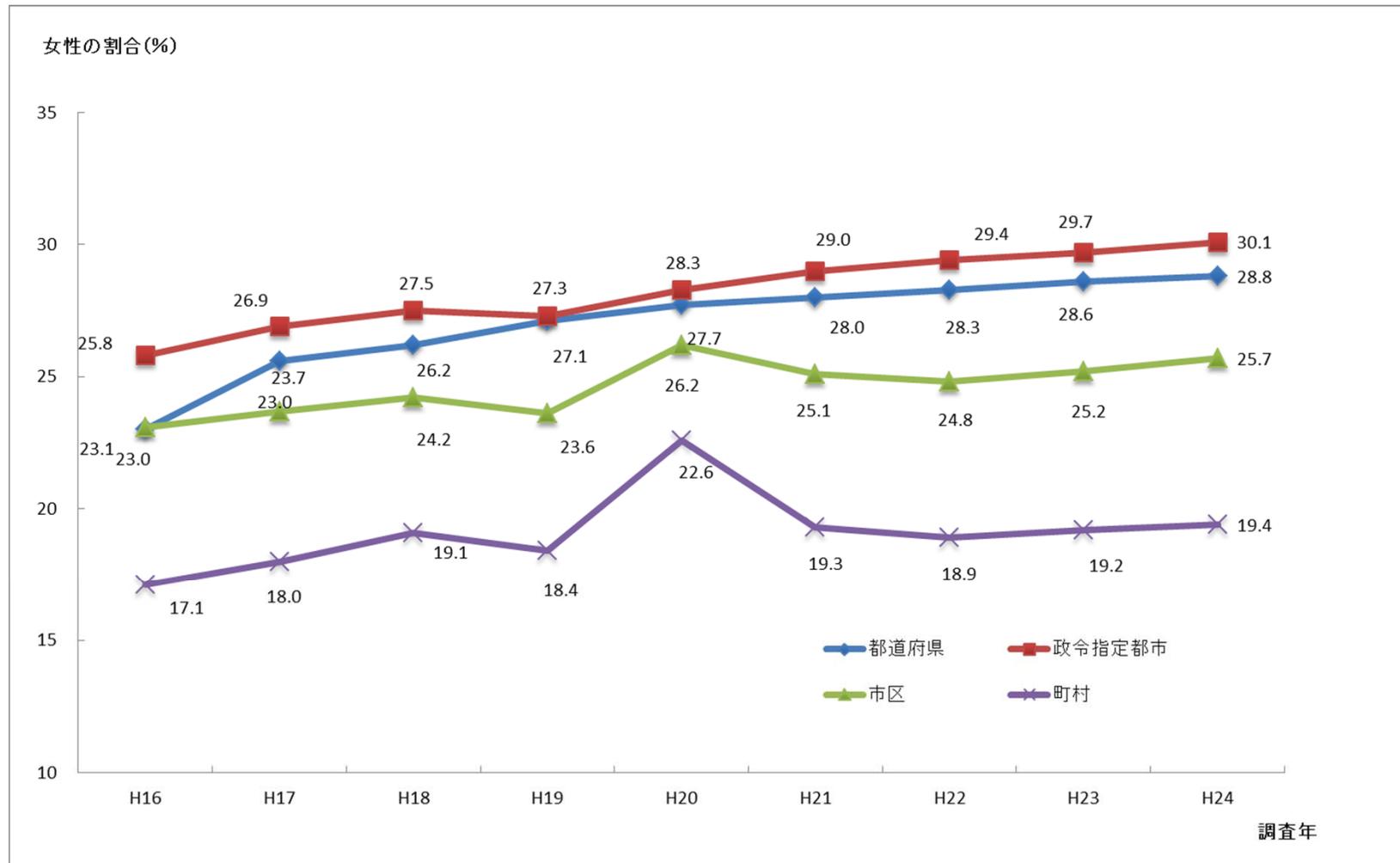
(注) 1. 総務省資料により作成  
2. 各年12月31日現在

(備考) 内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進に関する状況調査」(平成24年12月)

## 【地域における男女共同参画(審議会)】

○ 審議会委員等の女性比率は、都道府県28.8%、政令指定都市30.1%、市区25.7%、町村19.7%。

図表 審議会委員等の女性比率の推移

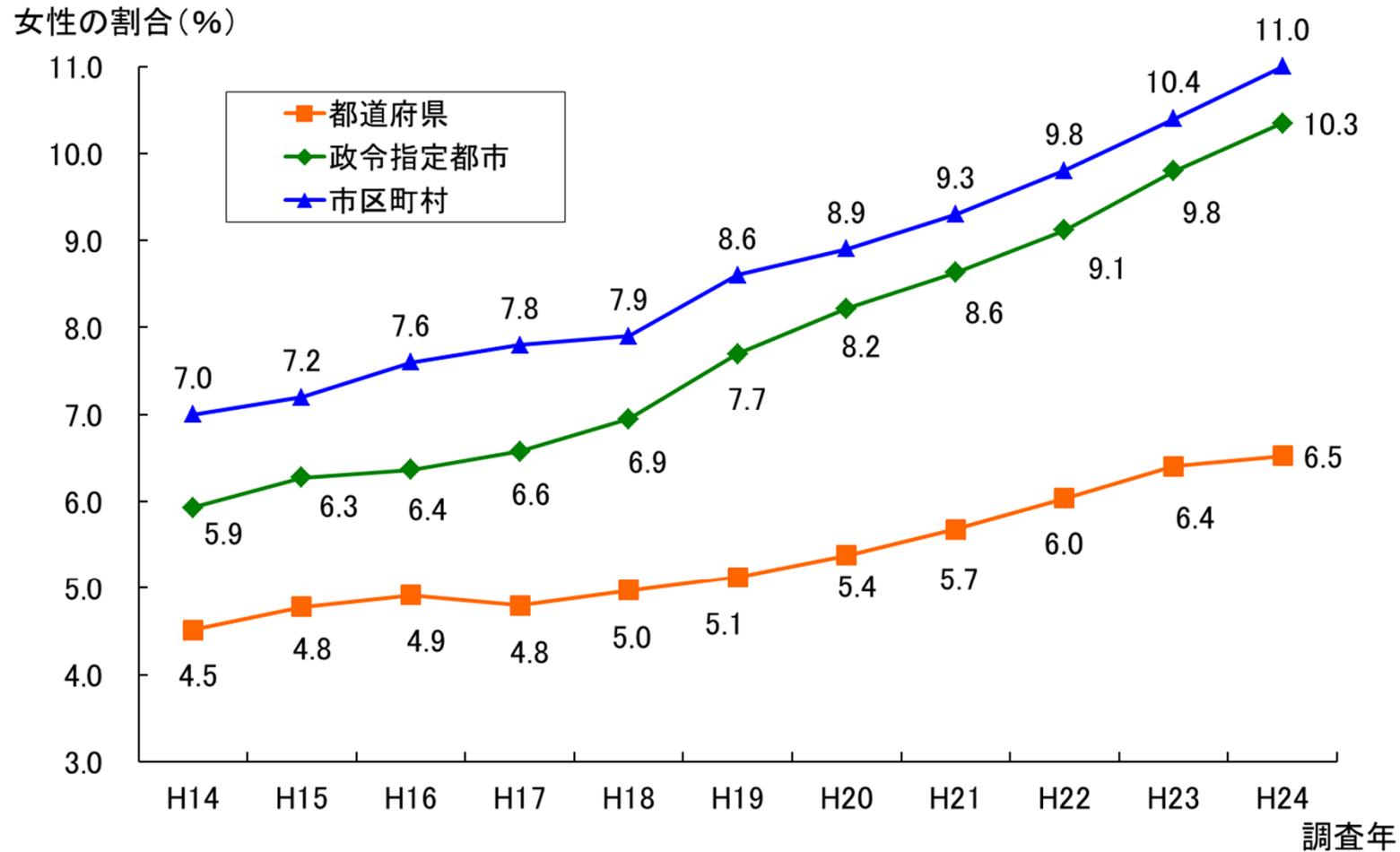


(備考)内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進に関する状況調査」(平成24年12月)

## 【地域における男女共同参画】

○ 地方自治体における管理職の女性比率は、都道府県6.5%、政令指定都市10.3%、市区町村11.0%。

### 図表 地方自治体における管理職の女性比率の推移



(備考)内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進に関する状況調査」(平成24年12月)